

那覇市事業刷新支援事業の事業要件

業種と業態について

■業種

取り扱う商品や提供している仕事の内容によって分類したものを言う。「日本標準産業分類」に従い、建設業、製造業、情報通信業、卸売・小売業、不動産業、医療・福祉、その他サービス業などがある。

■業態

同じ種類の商品やサービスでもビジネスのやり方は企業によって異なり、このビジネスのやり方の違いが「業態」といわれている。

例えば、「卸売・小売業」は商品を販売する「業種」であるが営業方法は異なる。デパート、スーパーマーケット、コンビニ、ディスカウントストアなど「業態」は異なる。また、通信販売やネット販売も同じ小売業であっても「業態」は異なる。

那覇市事業刷新支援事業における補助要件の「事業刷新等」事業とは、以下のいずれかを行う、事業計画に基づく中小企業等の事業活動をいう。

1 新事業挑戦

(1) 要件

- ① 主たる事業・業種の変更を伴う新たなサービス・製品の提供を行うもの。
- ② 市場、顧客ターゲットに新規性があること。

(2) 具体例

- ① 土産品販売業から、新たにレンタカー事業に参入する。
- ② 和食店が新たに和食に特化した料理教室事業を始める
- ③ 美容室が新たにネイル、マッサージ等のサービスを始める。
- ④ 飲食店が新たに高齢者向けの食事宅配サービスを始める。
- ⑤ タクシー業者が新たに買い物代行サービスを始める。
- ⑥ 飲食事業者が小売業を始める。 など

(3) 非該当になるもの

- ① 過去に提供・製造していたサービス・製品を再び行うもの
→市場、顧客に新規性がないため不可
- ② 単に製品の種類を増やすだけのもの
→設備投資を伴わずに類似商品を増やすものは新事業とは言えないため不可
- ③ サービス・製品の量を単純に増やす、組み合わせる等といった改変を加えるだけのもの
→既存サービスの拡大に過ぎないため不可
- ④ 既存事業に係るイベント開催、キャンペーン、クーポン事業など
→既存サービスの延長に過ぎないため不可
- ⑤ 機械を導入して試作品やサンプル品の開発を行うのみなどの事業
→ 本事業の取組がいつ頃販売の見込みにつながるかが不透明なため不可

- ⑥ グループ会社等が既に実施している事業
→ 容易に実施可能であるため不可

2 業態転換

(1) 要件

- ① 既存事業のサービス・製品の提供方法、営業形態等を変更するもの。
- ② 市場、顧客ターゲットに新規性があること。

(2) 具体例

- ① テイクアウト・ドライブスルー・デリバリー・移動販売の導入
- ② インターネット販売等の通信販売の導入
- ③ インターネットを利用した販路拡張（W e b 展示会・オンライン商談会等）
- ④ フィットネス事業者等が個人指導のサービスをオンラインレッスンで提供する。
- ⑤ アパレル販売店が、ネット販売やサブスクリプションサービスを始める。
など

(3) 非該当になるもの

- ① 過去に実績のある提供方法、営業形態を再び行うもの
→ 市場、顧客に新規性がないため不可
- ② 通販のため既存 E C サイトへ登録する、又は宅配のため既存の宅配サービスサイトに登録するといったもの
→ 単に他社サービスを利用するだけのものは不可
- ③ 商店街通り会など、事業者の取りまとめ等を行う団体が、当該会員向けにテイクアウト販売・E C サイト販売等を行うもの
→ 業態変更をする事業者単体を支援対象として想定しているため不可
- ④ システム・アプリ開発等を生業としている事業者が新たな E C サイト、または通販ブランド等を立ち上げるといったもの
→ 本来の事業内容の延長に過ぎないため不可
- ⑤ 業態転換を伴わない専ら感染症対策のための店舗改修（従業員のためのテレワーク施設整備）
→ 自社向けのコロナ対策のため不可
- ⑥ 単なる備品等の買い替え経費や広告宣伝費など
→ 業態転換等とは無関係であるため不可
- ⑦ 機械を導入して試作品やサンプル品の開発を行うのみなどの事業
→ 本事業の取組がいつ頃販売の見込みにつながるかが不透明なため不可
- ⑧ グループ会社等が既に実施している事業
→ 容易に実施可能であるため不可